

平成 30 年 7 月豪雨により被災された皆様へ 中小企業退職金共済制度の特例措置等のご案内

中小企業退職金共済制度に関して、平成 30 年 7 月豪雨被害による災害救助法適用地域の被災加入者に対し、次の特例措置等を実施しております。

1. 一般の中小企業退職金共済制度（中退共）について

共済契約者（事業主）の皆さまへ

(1) 掛金の納付期限延長手続について

申出により、一般の中小企業退職金共済制度（中退共）の掛金の納付期限を最長 1 年間延長することができます。延長できるのは平成 30 年 8 月分から平成 31 年 7 月分です。

- 郵送、F A X による掛金の納付期限延長の申出ができます。
- 関係機関の証明書は不要とします。

(2) 後納による割増金について

上記 1 の申出により納付延長した月分の掛金は、平成 31 年 8 月から平成 32 年 7 月までの期間に納付すれば後納割増金は免除します。

お問い合わせ先

独立行政法人勤労者退職金共済機構（受付時間 9:00～17:15（土・日・祝日を除く））

中小企業退職金共済事業本部

電話 03-6907-1234（代表）

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

2. 特定業種退職金共済制度（建設業（建退共）、清酒製造業（清退共）、林業（林退共））について

共済契約者（事業主）の皆さまへ

(1) 共済手帳を紛失・損傷した場合について

共済手帳を紛失・損傷した場合は、再交付を可能とします。申出の方法等についてはお問い合わせください。

(2) 共済証紙を亡失・損傷した場合について

共済証紙を亡失・損傷した場合は、再交付を可能とします。申出の方法等についてはお問い合わせください。

被共済者（従業員）の皆さまへ

退職金の請求について

退職金支払通知書や共済手帳を紛失・損傷した場合等、退職金についてお困りのことがありましたら、下記の各事業本部までお問い合わせください。

お問い合わせ先

独立行政法人勤労者退職金共済機構（受付時間 9:00～17:15（土・日・祝日を除く））

- ・ 建設業退職金共済事業本部（建退共）

電話 03-6731-2831

<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

- ・ 清酒製造業退職金共済事業本部（清退共）

電話 03-6731-2887

<http://www.seitaikyo.taisyokukin.go.jp/>

- ・ 林業退職金共済事業本部（林退共）

電話 03-6731-2887

<http://www.rintaikyo.taisyokukin.go.jp/>